

周辺井戸の地下水水質調査結果

1 平成 27 年 1 月 21 日調査

- ・調査井戸：汚染が発見された地点（発端井戸）の周辺 6 井戸
- ・調査結果：汚染物質及びその関連物質について地下水水質調査を行った結果、調査項目すべて基準値を下回っており異常ありませんでした。

(単位：mg/L)

調査地点		①高蔵寺町北	②高蔵寺町	③気噴町	基準値※ ¹⁾
発端井戸からの距離（方角）		約 500m(東)	約 500m(南)	約 600m(南南西)	
井戸の使用用途		一般家庭散水	一般家庭散水	一般家庭散水	
調査項目	1,1-ジクロロエチレン	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.04※ ²⁾
	トリクロロエチレン	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.01
	テトラクロロエチレン	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.01

調査地点		④気噴町北	⑤気噴町北	⑥白山町	基準値※ ¹⁾
発端井戸からの距離（方角）		約 30m(西南西)	約 100m(南)	約 700m(北北東)	
井戸の使用用途		一般家庭散水	一般家庭散水	一般家庭散水	
調査項目	1,1-ジクロロエチレン	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.04※ ²⁾
	トリラクロロエチレン	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.01
	テトラクロロエチレン	0.0025	0.0005 未満	0.0005 未満	0.01

※1) 環境基本法第 16 条第 1 項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）

※2) 土壌汚染対策法施行規則別表第 1（第 7 条第 1 項関係）に掲げる地下水基準

2 平成 27 年 10 月 6 日調査

- ・調査井戸：汚染が発見された地点（発端井戸）の周辺 2 井戸
- ・調査結果：汚染物質及びその関連物質について地下水水質調査を行った結果、1 井戸の 1,2-ジクロロエチレンが基準値を超過し、その他の調査項目及び他 1 井戸については、基準値を下回っていました。

(単位：mg/L)

調査地点		①気噴町北	②気噴町北	基準値*
発端井戸からの距離（方角）		約 30m(西南西)	約 100m(南)	
井戸の使用用途		一般家庭散水	一般家庭散水	
調査項目	塩化ビニルモノマー	0.0003	—	0.002
	1,1-ジクロロエチレン	0.01 未満	0.01 未満	0.1
	1,2-ジクロロエチレン	0.15	0.004 未満	0.04
	トリクロロエチレン	0.001	0.001 未満	0.01
	テトラクロロエチレン	0.0063	0.0005 未満	0.01

※ 環境基本法第 16 条第 1 項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）

3 平成 28 年 10 月 12 日調査

- ・調査井戸：汚染が発見された地点（発端井戸）の周辺 2 井戸
- ・調査結果：汚染物質及びその関連物質について地下水水質調査を行った結果、1 井戸の 1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが基準値を超過し、その他の調査項目及び他 1 井戸については、基準値を下回っていました。

(単位：mg/L)

調査地点		①気噴町北	②気噴町北	基準値*
発端井戸からの距離（方角）		約 30m(西南西)	約 100m(南)	
井戸の使用用途		一般家庭散水	一般家庭散水	
調査項目	塩化ビニルモノマー	0.0005	—	0.002
	1,1-ジクロロエチレン	0.01 未満	0.01 未満	0.1
	1,2-ジクロロエチレン	0.10	0.004 未満	0.04
	トリクロロエチレン	0.019	0.001 未満	0.01
	テトラクロロエチレン	0.030	0.0005 未満	0.01

※ 環境基本法第 16 条第 1 項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）